令和2年11月18日

宍粟市長 福元 晶三 様

宍粟市特別職等の期末手当支給割合について(答申)

令和2年11月11日付宍企総第583号にて、当審議会に対し諮問された宍 粟市特別職等の期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり 答申する。

5

答 申

宍粟市特別職等の期末手当支給割合については、次のとおり、現行の 割合から、0.05月引き下げることが適当である。

職の別	引き下げ後の 期末手当支給割合	【参考】 給料・報酬月額
市長、副市長及び 教育長	4.15月 (4.20月から-0.05月)	市長 880,000円 副市長 712,000円 教育長 638,000円
議会議員	4.15月 (4.20月から-0.05月)	議長 448,000円 副議長 370,000円 議員 346,000円

審議経過等

1. はじめに

令和2年11月11日に市長から本審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審 議会条例第2条の規定により、宍粟市特別職等の期末手当支給割合につ いて、諮問書が提出された。

諮問の内容は、一般職員の期末手当支給割合について、本年の人事院 勧告においてマイナス改定となったことを受け、特別職及び議会議員の 期末手当支給割合を一般職員と同様に、人事院勧告に準じ改定すること の是非について、本審議会へ意見を求められたものである。

なお、昨年度は期末手当を含めた給料等について諮問があり審議を行う ったが、本年度は期末手当支給割合のみの諮問である。

【開催状況】

開催日:令和2年11月11日 水曜日 内 容:諮問、資料説明、質疑応答、審議

【検討に用いた資料】

①2020年人事院勧告のポイント

②宍粟市及び県内類似団体等の特別職及び議会議員の期末手当支給率の改定状況

9

③ 宍粟市特別職等の期末手当支給率の推移
 ④ 宍粟市及び県内類似団体等の財政指標の推移
 ⑤ 議会の役割、市長の役割

2. 審議経過

本年度の審議については、昨年度の審議結果を踏まえたうえで、本年 の人事院勧告の内容、当市の財政状況、市民感情等を考慮しつつ、また 兵庫県内の類似団体等における期末手当支給割合の改定状況等を参考に し、さまざまな角度から、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公 平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

3.特別職及び議会議員の期末手当支給割合について

特別職及び議会議員の期末手当支給割合は、平成28年度に0.10月引き 上げる改定がなされ4.20月となって以降は、据え置きが続いている。

期末手当(給料等)は、自治基本条例や議会基本条例等に規定されて いる特別職や議会議員の職責に見合ったものが支給されるべきであるが、 当市の財政状況が好転したとはいえず現状維持といえる状況であること 並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民感情及び新型コ ロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人事院勧告がなされ たこと等を総合的に判断し、全会一致で、現行の期末手当支給割合から、 人事院勧告と同様に0.05月引き下げ、4.15月とすることが適当であると の結論に至った。

4. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったこと を付言する。

- ・新型コロナウイルス感染症が、市民生活に与えた影響を無視することはできない。
- ・ 宍粟市の財政状況を考慮すると引き上げる選択肢はなく、また、一般職の職員との比較から考えて、据え置きという結論は難しい。

・人事院勧告が、一定、社会情勢や経済状況を勘案したうえでマイナス勧告をされているのであれば、それに準じないといえるだけの状況(プラスの要素)が宍粟市にあったといえるのか。ないのであればスライドし、引き下げるのが自然かと思う。

- ・雇用創生協議会の問題を受け、どういった形で責任を取るのか。
 市長の責務や役割を考えたとき、市民から選ばれた地域の代表として、市政運営を担う立場として、責任を明確にしてほしい。
- 市民感情的に敏感となる部分はあるが、個人としての責任や今だけのことではなく、この審議した報酬額等が引き継がれていくことを踏まえ、将来的な部分を見据えることも必要ではないか。
- ・新型コロナの影響等で厳しい現実の中、支援金等の手続を行った際に、市の対応が悪かった等の声を聞いた。こういう状況であるからこそ、市長以下職員が一丸となって、真摯に、親身になって、適切な対応を心がけてほしい。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

	氏名	団体等	備考
	大坪 津義	宍粟市連合自治会 副会長	会長
	谷笹 摩弥	宍粟市商工会 女性部長	職務代理者
	岡前 佳津子	宍粟市消費者協会 副会長	
•	石原 政司	西兵庫信用金庫 常勤理事	
	山國 和志	公募委員	

別記様式(第4条関係)

会 議 録

会議の名称	宍粟市特別職報酬等審議会(第1回)	
開催日時	令和2年11月11日(水)13時30分から14時40分まで	
開催場所	宍粟市役所 4階 402 会議室	
議長(委員長・会長)氏 名	大坪津義会長	
委 員 氏 名	(出席者)(欠席者)谷笹摩弥職務代理、岡前佳津子委員、石原政司委員、山國和志委員	
事 務 局 氏 名	企画総務部 前田部長、砂町次長、菅野課長、岩本係長 議会事務局 小谷事務局長、小椋係長	
傍聴人数	0人	
会議の公開・非公開の	(非公開の理由)	
区分及び非公開の	公開・非公開	
理由		
決 定 事 項	 (議題及び決定事項) ・市長等の特別職及び議会議員の期末手当支給割合について、おもに 以下の点を踏まえ総合的に判断し、人事院勧告と同様に0.05月分 引き下げ、4.15月とすることが適当である。 ①当市の財政状況が好転したとはいえず現状維持といえる状況 ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民感情 ③新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人 事院勧告がなされていること 	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議事録の確認	(委員長等)	
(記名押印)	会長 大坪 津義	

1

(会議の経過)	
発言者	議題・発言内容
	1. 開会
	2. 副市長あいさつ
	3. 会長あいさつ
	4. 諮問及び諮問の趣旨説明
前田部長	それでは、次第4の「諮問及び諮問の趣旨説明」に入りたいと思います。
	まず、副市長から諮問書を提出していただきます。
中村副市長	今回、宍粟市特別職の期末手当の支給割合につきまして諮問させていただき
	ます。その趣旨としましては、令和2年度の人事院勧告におきまして、期末手
	当支給率を0.05か月引き下げる改定が行われたことを受けまして、市長、副
	市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合を人事院勧告に準じて
	改定することにつきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。
Vi ses der Et	
前田部長	ありがとうございます。副市長につきましては、この後会議等がありますの
	で、ここで失礼させていただきます。
副市長	いろいろお世話になります。よろしくお願いいたします。
町山区	(う)(う)お世田になりより。ようしくわり(()としより。
岩本係長	会議の前に…。今、机上にマイクを置かせてもらっております。
	これは会議録を作成支援したりする用のものになりますが、発言されるとき
	に、目の前に持ってきていただけましたら、特にボタンを押さずに、発言して
	いただけますので、この後、次第5の「資料説明及び質疑、審議」から録音を
	させていただきます。
	よろしくお願いします。
	おそらくずっと目の前に置いておきますと邪魔になるかと思います。適宜、
	外していただけたらと思います。
	特に使い方としては何もなく、前で話していただくだけとなります。
前田部長	そういうことでマイクの利用をお願いします。
	続いて5番に入る前に、本審議会の公開・非公開について、お諮りをしたい
	と思います。
	本日お配りしております資料の3ページにあります「宍粟市附属機関等の設
	置及び運営に関する要綱」の第6条の規定により、本審議会は原則として、公
	開するものとあります。

 $\mathbf{2}$

	ただ、会議を公開することによって、率直な意見の交換や、意思決定の中立	市の名前が1番左にあります。
	性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会議の全部又は一部を公開とする	宍粟市、たつの市と順番にあって、また、市の名前の頭に星印のマークがつ
	ことができます。	いていまして、例えば赤穂市とか相生市とか…。こちらは宍粟市と同じ人口だ
	それにつきまして、委員の皆さんから、公開・非公開について、意見があり	ったり産業の構造だったりということで、類団と呼ばれておる市となります。
	ましたらよろしくお願いいたします。	宍粟市の場合は、現行の報酬額ということで、特別職(市長)、議員という
		ことで、それぞれそこに記載しております。
大坪会長	事務局から、公開・非公開についてありましたが、どうでしょう。	Cの欄が、現行の期末手当が4.2月になっております。
	今まではどうでしたか。	Dの欄は、仮に改定見込率が0.05ということになりますと、影響額が48,400
		円と19,030円ということで、概算になりますが、計算しています。
前田部長	前回は公開となっています。	同じく、例えば赤穂市ですと、現行が4.5月出ております。
		同じく、相生市それから加西市、小野市、西脇市、朝来市、こういった類団
大坪会長	同じでよろしいでしょうか。	のところも、現状では4.5月出ております。
		養父市につきましては、こちらに書いておりますとおり、市長、特別職が4.
委員一同	(異議なし)	35月、議員の場合が3.95月ということで、人事院勧告とはズレた形の支給割合
		になっています。
大坪会長	それでは公開でお願いします。	県内の類似団体、それから兵庫県内の団体の状況は、以上のとおりになって
		おります。
前田部長	ありがとうございます。それでは公開ということで。	それから、宍粟市の特別職の期末手当の支給率の推移ということで、事前に
	なお、この審議会の会議録につきましては、発言者の部分につきましては黒	お配りしております資料の13ページに、平成16年以降の人事院勧告の実施状
	塗りで、ホームページで公開はさせていただきたいと思います。	況、宍粟市の一般職の状況、それから特別職の状況、議会議員の状況というこ
	それでは5番「資料説明及び質疑、審議」に入っていきます。	とで、それぞれ、年度ごとの支給率の推移というのもまとめておりますので、
	ここからの進行につきましては、ああああからお願いいたします。	参考にご覧いただければと思います。
		非常に簡単なんですけども、説明は以上となります。
	5 資料説明及び質疑、審議	よろしくお願いします。
大坪会長	それでは5番目の「資料説明及び質疑、審議」ということで、事務局の方か	
701AA	らお願いします。	はい。ありがとうございます。
		今、事務局のほうから説明があったんですが、今回につきましては、昨年と
菅野課長	私のほうから、資料の説明ということで、ポイントだけになりますが、説明	違い、期末手当の支給率のみということで諮問がされておりますので、よろし
LI PI WAX	をさせていただきます。	く検討をお願いします。
	事前に委員の皆様には、御手元のほうに資料をお届けしております。	基本的には現状維持か引き下げるべきか、または別の方向性などについて、
	先ほど、副市長の挨拶にもありましたけども、今回、人事院勧告ということ	ご意見がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。
	で、0.05か月分の期末手当の削減という勧告が出されております。	人事院勧告の状況、県内の他団体の状況、先ほどの資料の説明もありました
	人事院勧告の趣旨・ポイント等は、資料のとおりなんですが、当日配付資料	けども、そういうことを含めまして、ご意見をいただけたらと思います。
	入事が18日の起日 ハインドキは、貨杯のとおりなんですが、ヨロロト貨杯 といたしまして、A3の縦の紙を配らせてもらっています。	
	こちらが、宍粟市及び県内の類似団体等の特別職、議員等の期末手当の支給	事務局のほうで、ここ数年の経緯みたいなものがあれば、追加で説明をお願
	率に関する改定状況となります。	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	ナにばり シダルビハルとなります。	v·Ud yo

			の説明
岩本係長	資料につきましては、先ほども見ていただきました13ページになります。		かと思
	宗栗市特別職等の期末手当支給率の推移とある資料になります。		
	最近の傾向といいますか、状況を説明させていただきますと、大きく二つに		先ほ
	分かれています。		地域の
	まず平成28年のところをご覧いただきたいのですが、平成28年につきまして		告のこ
	は人事院勧告がプラス0.1月が出されて、職員はそれに準拠するということで		いうこ
	同じくプラス0.1月、特別職と議会議員につきましてもプラス0.1月となってい		現実
	ます。		るのか
	次に平成29年を同じように見ていただきますと、人勧と一般職はプラス0.1		
	月となっていますが、特別職と議会議員につきましては据え置きとなっていま		質問
	す。		ス0.05
	これは、平成29年以降について、この審議会のなかで、期末手当の支給率に		配りい
	ついても議論をしていただくようになった結果、平成29年当時、一昨年、昨年		率の改
	も含め、引き上げるべきではない、据え置くべきだということで、審議会の結		これ
	論を出していただいて、それを受け、このような形になってます。		てよろ
	平成28年までは、概ね人事院勧告に基づいて、上げたり下げたりしてきてい		
	ます。	岩本係長	その
	ただ、途中、13ページの右側に※印で説明を書いてあるところがありますが、		こち
	平成17年の場合は、0.05月引き上げるということで進めておりましたが、提案		議員の
	した条例を議会のなかで議員が否決されましたので、議員だけ、0.05月上がら		これ
	ず、据え置きになっています。		05月
	平成28年までは、少し違いはあるにせよ、概ね人事院勧告に準じた形で、こ		
	の審議会には諮らず、引き上げたり、引き下げたり、据え置いたりいうことで		あり
	続いていました。		こう
	平成29年以降につきましては、この審議会で、期末手当の支給率についても、		政状況
	審議いただいており、結果として、今のところは、平成29年以降は据え置きが		ね、ど
	続いている状況となっております。		その
	最近の経緯や状況としましては、以上になります。		で、宍
			になっ
	はい、ありがとうございます。		いのか
	今年については、3月からコロナの影響の関係で、いろんな意味で、一般職		なか
	も含めて、一般の社会人につきましても色々な見方がされてると思うんですけ		す。基
	ども、焦点は恐らくそこら辺から考える必要もあるかと思います。		ノ。 生 それ
	く、事務局から説明していただいた中で、基本的には一般職と、特別職は違		るかど
	うと言いますか、並行されないというようなことがあるんですけども、これら		去年

明も踏まえたうえで、何か意見、質疑ありましたらよろしくお願いしたい 思います。

ほど会長が言われたように、今年はコロナ禍という、いろんな意味でも、 の中でも色んな影響を受けてるところも多いと思うんで、今回、人事院勧 こともあって、まあ上げることはないし、下げるか、現状維持にするかと ことで考えています。

実として、宍粟市の中で産業や地域経済がどれだけのマイナスを受けてい か、そういうことを考慮すると引き下げる方向かと思います。

問がありまして、13ページを見ますと一般職の方につきましては、マイナ 05か月っていうことで、4.45月っていう形になっていますけども、別にお いただいた「宍粟市及び県内類似団体等の特別職・議員等の期末手当支給 改定状況」で言いますと、他のところがですね4.5月になっています。

れは、このままでいきますと、これよって4.45月になるという捉え方をし ろしいでしょうか。

のとおりです。

ちらのA3で挙げておりますのが、Cの縦列については、現在の市長及び の期末手当の支給率となります。

れを、今年の改定、仮に人事院勧告どおりにいくのであれば、マイナス0. 月するわけですが、そうなると、4.45月になるという形になります。

,りがとうございます。

ういった話をする場合にですね、多分必要になるのが、やはり宍粟市の財 況でありますとか、あるいはそれに伴いまして宍粟市が他と比べてです どうなのかっていうことが、一つ問題になってくるのかなと…。

の中で今までですね、人事院勧告を受け他の団体が上がっている状況の中 宍粟市は上がっていないという事は、それにも理由があって、こういう形 っているかと思います。そこの比較ができれば、今回結論が出るのではな かなと思います。

かなかこの状況の中ではですね、引き上げの話は難しいのかなと思いま 基本的には据置きか、引き下げるかの選択かと思います。

れと、もう1つは、特別職の中で、議員とそれ以外の特別職に分けて考え どうか、ということもあるかと思います。

年も同じような状況でしたけれども、新聞等で報道されている状況がござ

いますので、そういうことを考えると…。	今回については、其
一般職の職員の方との比較っていう部分もあろうかと思いますので、なかな	絞っていただいて、
かですね、据置きという結論はちょっと難しいのかなと思います。	
すいません。少しまとまりがないんですけれども。	私も引き上げるとい
	っていう数字を目安に
(雇用創造協議会の件で)少し新聞とかテレビを賑わしましたので、その辺	平成16年からのこ。
りは影響が何か、一般の市民から見ると、やはり民間の会社でも、経営者が変	ほぼなく、基本的に
わったり、また給与とかもカットして、それなりのペナルティとかいうのもあ	ば0.05だけど、0.020
りましたが、私もそういう立場じゃなかったので、分からないのですが。	を変えることはないフ
まあ何か、甘いというような気がしますけど、ただ、市長がやられていたこ	だから、据え置くフ
とは非常に前向きなことであって、やはり冒険しないと、いろんな、前向きに	宗粟市の場合は、!
いかないなと思うんですけども…。	審議しており、先ほ。
そこら辺を考えると、私も自分で商売をしてたんですけども、自分のミスと	え置きが続いていま
か、何かあると責任をとったりしていましたし、資料を見ていますと、何年か	市民感情的には、い
前に明石でも泉市長が問題になってましたけど、あの時はどうされたか覚えて	いような感じもあるス
ないんですけれども、自主返納されたのか、初めからある程度だったのか、ち	ただ、それは、役取
ょっとその話、その辺りはわからないんですけれども…。	この宍粟市の市長。
何かそういう資料、これは円満に行った場合で、県内の類似団体の表がある	りませんが、続いてお
んですけど、ちょっとどういう責任のとり方がよいのか、はっきりわからない	なることも踏まえる。
んですけど。	ことも一つの見方で
議員の方もそれを制止できなかったということで、ちょっとペナルティがあ	
ってもいいんじゃないかなと思いました。	ありがとうござい。
基本的には現状維持か、下げるというような方向にいくんじゃないかと思い	
ますけども、現実には新型コロナが今年ありまして、来年の4月か5月には議	
会も市長も選挙があります。	をつけなければいけ
ここで今、 委員が言われたことは、はっきりと何かの形で出るので	り、厳しい中で働い~
はないかなと思います。	今回、このタイミン
それで、今から半年ほどの間に新しいといいますか、来年になりましたら今	諮問書を読まれまし7
年1年のコロナの関係でいろんなことを検討しながら、新しいまた報酬等を審	されていますが、ご
議するときが来るのかなと…。冒頭に言われましたように、今回は期末手当の	です。
支給率の問題がメインになります。	やっぱりこの宍粟市
市で、いろいろな問題がありました。	る成果とかも見えて、
そういうところも勘案をしていかないといけないと思うんですけど…。	宍粟市に居るもの。
最終的には、この半年の間にきちっと、おそらく何かの形で、出てくるかと	昨年の会議のとき
思います。	けど、やはりそれだ

期末手当の支給率をどうするかというとこに、取りあえず 考えていただければということで個人的には思います。

いう選択はなく、据え置くか、あるいは人勧にある0.05月 に引き下げる方向かと思います。

とを考えましても、人勧と違う数字で改定されたケースは は人勧に沿っているのかなという感じになっており、例え にしましょうとか、0.01にしましょうっていう、そこの率 いかなと思います。

か、0.05月引き下げるかと思っています。

5年前ぐらいから報酬審議会のなかで期末手当支給割合を ど事務局のほうから説明があったように、平成29年から据 す。

いろんなことがあったりして、そんなに支給する必要はな かなとは思うのですが…。

職の部分ではなく、個人の部分にあたるかと思います。 として、また、次の選挙で新たな人になるかどうかはわか お仕事される人が、ここで審議した額を引き継がれる形に と、今のことだけではなくて、将来的なことも考えていく はないかなと思います。以上です。

ました。ほかに何か…。

しい中にいます。

事していますが、新型コロナの関係で仕事量も増えて、気 ないことも多々あり、また、施設の利用者さんのこともあ ています。

ングで人事院勧告が出て、先ほど副市長が諮問という形で、 た。実際、今回の雇用創生協議会の問題に対しての審議を 自身から減額するとか、そういう部分を感じられなかった

市で、市長がどれだけの仕事をしているのか、それに対す こないです。

として、ちょっと納得出来ません。

に市長の役割ということで、資料を出していただきました け地域の市の代表として、市政運営を担う立場として、責

7

	任っていう部分を、本当はこの審議会の前にはっきりしていただけたらよかっ		従いまして、大きければいいとかいうものではなく、国のほうで客観的に人
	たなと思っていました。		ロ規模であるとか、合併の有無であるとか、そういったことを判断して、地方
	それらを踏まえて、やはり、引き下げるべきかと思います。		交付税の算定上、こういった数値が出てくるものでございます。
	多くの子育て世代、若い人たちから、怒りの声を聞きました。		一概にその数字の大小だけで判断するものではないということになります。
	厳しい中で、少しでもいろんな支援金とかをもらえるように手続とかしてい		
	るのに、市の対応が悪いとか、そういうふうなことを聞いたりする中で、やは		この数字がですね、県内19位っていう形で書かれてますけれども、ほかの指
	り市長以下職員が一丸となって、市民のために、真摯な対応をしてほしいとい		標ですね、将来負担比率であるとか、実質公債比率であるとか、財政調整基金
	うことを感じますので、納得できないかなと思います。		については、少し大きな順位になっているので、つたない話で申し訳ないんで
	やっぱりちゃんとした対応が必要でありますし、その結果を議会で話されて		すけれども、ほかの人口規模から比べると、宍粟市は財政規模が大きくなって
	はいたものの、厳しい対応をしても良いのではないかと思います。		いるっていう考えでよろしいでしょうか。
	これはある意味で職員にも責任があり、それから議会も、三役も、現実には	砂町次長	例えば赤穂市と人口を比較していただくと、人口からすると赤穂市のほうが
	そうかと思います。		若干多いかと思います。
	まだ結論が出てないと思いますが、新聞報道等によると後2,600万ほどを返		ところが、この標準財政規模を見る限り、赤穂市より宍粟市のほうが、数値
	す必要があるというとこで止まってるようです。そのあとどうなったかは聞い		が上となっています。これは宍粟市が裕福だとか、そういったことではなく、
	ていませんが、、ただ、原因はあったのだと思います。		当然、宍粟市は4町が合併しておりますので、合併して面積も大きくなってい
	雇用創生事業についても、雇用創生協議会事務局の人から、宍粟市でやると		ることから、行政の運営は効率悪い部分も出てきますので、そういったことも
	きに話を聞きました。内容的には、いいことやったと思います。		考慮して、これぐらいの費用が必要だろうということで、赤穂市より大きな数
	ただ、やり方は間違っていた。		字になっているところです。
	一宮の北部のほうでは、少し進めていたようだが飛んでしまったという話は		実質公債比率や将来負担比率も一つの指標にはなっていますが、県内の順位
	聞いている。冒頭に言いましたように、市の職員もそうですし、当然、議会も		では高い位置ではございませんが、国が示す危険ラインとかには到底そこまで
	そうですし、その決を出した市長もそうだしということになるんですけども、		になる見込みではございませんので、一定、安心できる数値で推移をしておる
	そこら辺をどこまで加味するかという部分はある。		というふうに捉えています。
	しかし、おそらくあと半年の間で、色んなことが出てくると思います。		
	今日の審議については、期末手当の支給割合をどうするのかいうとこに絞っ		続けてになりますけれども、その標準財政規模っていうのは基本的には、良
	て、現状維持にするのか、ここに書いてあるマイナス0.05月なのか、いやいや、		いとか悪いとかという、数値的な部分ではあまり指標としてはないということ
	もう少し違う視点で考えたほうがよいのか、今日はそういった部分で審議いた		でよろしいでしょうか。
	だければと思います。		
	私自身も、雇用創生協議会の問題が良いことやったとは思っていません。	砂町次長	この数値が多いから少ないから、財政が豊かだとか悪いとかという判断をす
			るものではないということでございます。
	質問ですがよろしいでしょうか。		
	16ページの資料の標準財政規模なんですけども、こちらは、規模が大きいほ		ほかのですね、やっぱラスパイレス指数ですか、この辺は総務省のホームペ
	うが良いとか、そういう指標になりますか。		ージとかを見れば確認ができたりとかする数値だと思うのですが、一般的にそ
			の財政状況が良いか悪いかっていう数値の指標の中でとらえられているとい
砂町次長	この標準財政規模といいますのは、その町が、標準的な一般的な行政運営を		うことですので、ちょっと開きがあったので、お伺いしました。
	するのにどれぐらいの財政規模が必要かということで出される数値です。		財政的には、こちらの5つの指標ぐらいをもって、県内での順位っていうこ

	とが分かるということですかね。		
			来年の選挙ではそのことがメインを問われることになると思います。
砂町次長	あくまでも財政指標の1つということですので、財政力指数というのはやっ		それを、選挙に出ることで逆もあると思いますけど、それらを含めておそら
	ぱり、こういった標準財政規模、これだけの規模を運営するのに税収がどれだ		く何かの形ではっきり出ると思います。
	けあるのか、という割合でございます。		来年の5月以降に、こういった報酬審議がなされる場合は、いろんな意見を
	宍粟市は企業等が少ないこともあり、県内で低い順位になっております。		聴取しながら進めていただきたいと思います。
	ただ、財政が厳しいかどうかという一つの判断として、例えば、毎年の財政		今回、色々と意見を言っていただいた中で、この人事院勧告のマイナス0.05
	運営が、貯金(財政調整基金)を赤字補てんで取り崩さないといけないかどう		月でいくのか、どうか…。
	か、これも一つの大きな視点だと考えています。		
	宍粟市につきましては、昨年度は災害復旧など特別なものがありましたの		今日配布されたA3の資料に、たつの市以下ほとんどの団体が人勧どおりっ
	で、それに当てるために財政調整基金の取崩しを行いましたけれども、それ以		ていうのが…。
	外については財政調整基金の取崩しを行わずに、毎年の財政運営ができている		期末手当の支給割を審議してるところっていうのはどこか分かりますか。
	ということから考えると、一定、厳しいなりの財政運営ができているのではな		
	いかなというふうに捉えています。	岩本係長	宍粟市以外で、この期末手当の支給率について審議されているところは、確
			認した団体の中ではありません。
	ありがとうございます。おっしゃっていただいた内容を踏まえていいます		基本的には、ほとんどの団体で、人事院勧告に準じて、上げたり下げたりさ
	と、ここ数年の中で、好転したかっていうと、好転というよりは現状維持、言		れてます。
	葉が正しいか分かりませんが、そこの部分で、ほかの物価とかいろんなものを		その中で、もちろん他の市も、報酬審議会をされていますけれども、報酬審
	勘案した人事院勧告によるマイナスの部分を含めて考えた場合に、そこと違う		議会をされるときに、いわゆる年収ベースを考えるときは、例えば「報酬88万
	だけの部分(プラス要素)があったのかっていうと難しいのかなと。		を80万にしよう」とかいう考え方のなかで、その数字に、期末手当支給割合で
	基本的には、スライドと同じ感じで、期末手当支給割合を引き下げるってい		あるこの4.2か月とか、4.5か月を乗じることで、期末手当の支給割合について、
	うのが通常の選択になると考えられるので、そうした場合に、良いことがあっ		あわせて審議をされている形のようです。宍粟市のような形で期末手当の支給
	たのか、悪いことがあったのかっていうと、そちらのほうについても先ほどか		割合のみを審議されている団体は、今回確認した団体の中にはありませんでし
	ら意見が出てるとおりかと思います。そういうことであれば、人事院勧告のと		た。
	おり引き下げるというのが妥当じゃないかなと考えます。		また、丹波市につきましては、平成17年から昨年まで開催されてなかったよ
			うなのですが、昨年開催された結果、報酬自体を約5%引き上げられたそうで
	難しい判断をしないといけないとは思いますが、基本的に、私は、コロナの		す。そのなかで、期末手当の支給割合のことは審議されなかったようですが、
	関係、コロナの影響を踏まえ、引き下げるべきではないかと考えています。		付帯意見として、期末手当の支給率については、今後議論していくという話は
	どういう形でするかですが、いろいろと数字的なものを出していただいて、		出ているそうです。
	人勧プラスもう少し何かを考えるのか否かだと思うんですけど。		ただ、おそらくその意味は、今、当市で審議いただいているようなニュアン
	そこら辺も踏まえてね、ちょっと考えていただくということでよろしいです		スではなく、平成17年から支給割合が変わっていないことを踏まえたうえで、
	ガ ¹ 。		審議するべきというニュアンスかと思います。
	今回の検証委員会では返還金の金額も示されていましたけれど、改めて宍粟		大分、結論が出かけているように思いますが…。
	市としてどう考えてるんだっていうのが…。少し難しいですね。		委員、どうでしょう。指名して申し訳ないですけど…。
	支給割合を下げればという案が出てますけども…。		
	11		12

	皆さん色々と考えがあるかと思いますけど、マイナス0.05月ということで良		はい、ありがとうございます。
	いかと思います。		答申はそういう形で。
	人事院勧告に出ているマイナス0.05月でという意見が多いようですけども		6 確認事項等
		岩本係長	今後のことを説明させていただきます。
	それで進めさせていただいてよろしいでしょうか。		今回、皆さんで期末手当の支給割合については0.05月マイナスということ
	委員、よろしいですか。もっと下げた方が良いですか。		で、結論を出していただいたんですけども、この後、答申書の素案について、
	また半年後には、色んな厳しいことが出てくると思います。		今日の審議に基づき、事務局のほうで作成させていただきます。
	それでは、今回は人事院勧告と同様に0.05月マイナスという形で進めさせて		出来上がり次第、郵便でそれぞれ委員さんへ送付いたしますので、確認をお
	いただいてよろしいですか。		願いします。
			修正があれば、ご連絡いただくといことで、郵便や電話、ファックス等でや
委員一同	(異議なし)		りとりをさせていただくということでよろしいですか。
			また、もう1点、この事前配付資料のなかで、平成30年度や令和元年の答申、
	ありがとうございます。		会議録をつけていますが、雰囲気としては同じような形で会議録、答申書を作
	それでは、この後のことについて、事務局から説明を…。		成いたします。今日いただいた意見を踏まえた内容で作成させていただきます
			が、「これだけは言いたい」といった内容がありましたら、昨年もそうさせて
	すいません。A3の資料にあることを教えてもらいたいんですけど。		いただきましたが、付帯意見として書かせていただきます。何かありましたら、
	特別職の加算率っていうのは。		委員の皆さんからご意見をいただけたらと思います。
前田部長	期末手当を算出する際、役職によって10%を乗じたり、15%を乗じたりとい		答申案を送ってきていただいた時にそこに書いても良いですか。
	うことがあります。		
	給与×期末手当支給割合×110/100になりますので。	岩本係長	大丈夫です。
	例えば12月の期末になると、880,000×2.15か月×110/100で、加算率分とし		今日の意見に基づき、一定、付帯意見を作成した状態で送付いたしますが、
	て、約20万くらいプラスになる形です。		提言すべき事項とか意見要望といったことがありましたら、おっしゃっていた
			だけたらと思います。
	それは決まっているということですか。		
			基本的には、答申書に記載する場合は、やはり委員が納得しないと…。
前田部長	そうです。		もし新たに書き加えるような事項がある場合は、それぞれ委員に送って確認
			をお願いします。
	わかりました。		
		岩本係長	わかりました。
	それでは審議はしていただいたということで、答申については人事院勧告ど		
_	おり0.05か月マイナスということで、よろしいですか。		そういうことで、答申ができあがり次第、各委員さんへ送らせていただきま
			すので、それを見てまた意見があれば言っていただくということでよろしいで
委員一同	(異議なし)		すか。

委員一同	(異議なし)
大坪会長	7 閉会 それでは閉会のあいさつをお願いします。
谷笹職務代理	では、今日は長時間にわたり活発な御意見いただきまして、審議ができ、あ りがとうございました。 久しぶりに皆さんに会えて良かったなと思ったら、またこれで終わりという ことになるのですが、今後ともよろしくお願いします。 ありがとうございました。 お気をつけてお帰りください。



平成30年12月7日

宍粟市長 福元 晶三 様

宍粟市特別職報酬等審議会 会長 小林 武

宍粟市特別職等の期末手当支給割合について(答申)

平成30年11月21日付宍企総第510号にて、当審議会に対し諮問された宍 粟市特別職等の期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり 答申する。

答 申

宍粟市特別職等の期末手当支給割合については、現行どおり据え置く ことが適当である。

職の別	期末手当支給割合	【参考】 給料·報酬月額
		市長 880,000円
市長、副市長及び 教育長	4.20月	副市長 712,000円
		教育長 638,000円
		議長 448,000円
議会議員	4.20月	副議長 370,000円
		議員 346,000円

審議経過等

1. はじめに

平成30年11月21日に市長から本審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審 議会条例第2条の規定により、宍粟市特別職等の期末手当支給割合につ いて、諮問書が提出された。

諮問の内容は、一般職員の期末手当の支給割合についてプラス改定が 続いていることを受け、「特別職及び議会議員の期末手当支給割合を一般 職員と同様に、人事院勧告に準じ改定することの是非」について及び 「人事院勧告による改定が示された場合の特別職等の期末手当支給割合 の改定に関する考え方」について、本審議会へ意見を求められたもので ある。

【開催状況】

開催日:平成30年11月21日 月曜日 内 容:辞令交付、会長等選出、諮問、資料説明、質疑応答、協議

【検討に用いた資料】

①特別職の報酬等(答申及び条例改正経緯)
②宍粟市における期末・勤勉手当(ボーナス)の改定履歴
③特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
④一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要
⑤給与勧告の骨子
⑥給与改定の推移
⑦近隣市の特別職・議員等の期末手当支給率:平成30年度の改定状況
⑧県内他市の給料、報酬、期末手当

⑨平成29年度 宍粟市特別職の報酬等の額について(答申書)

2. 審議経過

本年度の審議については、昨年度の審議において重視した当市の財政 状況等を考慮しつつ、また、兵庫県内の類似する市における期末手当支 給割合の改定状況等を参考に、地域の経済状況や市民感情等さまざまな 角度から、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢 を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

3.特別職等の期末手当支給割合について

特別職及び議会議員の期末手当支給割合は、平成28年度に0.10月のプ ラス改定がなされ4.20月となって以降は、据え置きとなっている。

国を挙げて地域創生が推進される中、特別職や議会議員の職責は年々 大きくなっており、それにふさわしい給料等(期末手当)が支給される べきであるが、当市の財政状況が著しく好転したとはいえないことや、 地域の経済状況などを踏まえ総合的に判断し、全会一致で、現行の期末 手当支給割合を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4. 特別職等の期末手当支給割合の改定に関する考え方について

3とあわせて意見を求められた「人事院勧告による改定が示された場 合の特別職等の期末手当支給割合の改定に関する考え方」について、本 審議会の意見は、次のとおりである。これを踏まえ、今後の改定方法や 審議会の開催等について、適切に検討されたい。

- ・一般職員に準じて人事院勧告どおりの改定は行わない。
- ・審議会の開催予定のない年度であって、人事院勧告による期末手当 支給割合の改定がなされた場合は、審議会を開催すべき。
- ・審議会の開催予定のない年度であって、人事院勧告がなされなかった場合においても、社会情勢等に大きな変化がある場合は、必要に応じ、審議会を開催すべき。
- ・画一的に、毎年開催する必要はない。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

氏名		団体等	備考
小林	國男	宍粟市連合自治会 副会長	会長
本條	昇	宍粟市商工会 地区代表理事	
下川	秀美	宍粟市消費者協会 会長	
山木	康子	JAハリマ 理事	
松本	則夫	公募委員	職務代理者